



国土建第171号  
平成26年12月25日

建設業労働災害防止協会会長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長



「建設業許可事務ガイドラインについて」の一部改正について

本年12月25日付で、平成26年国土交通大臣告示第1193号をもって、建設業法第2条第1項の別表の上欄に掲げる建設工事の内容（昭和47年建設省告示第350号）を改正しました。（参考資料のとおり。）

あわせて、建設業許可事務ガイドライン（平成13年4月3日国総建第97号）における建設工事の例示及び建設工事の区分の考え方についても、別添のとおり改正しました。当該改正につき、北海道開発局事業振興部長、各地方整備局建設部長及び沖縄総合事務局開発建設部長に通知するとともに、各都道府県建設業主管部局長に参考送付したところです。

つきましては、貴団体傘下の建設業者に周知・指導方お願いいたします。

また、改正後の許可事務ガイドラインは平成26年12月25日から適用されることとなっております。ただし、改正後の【第二条関係】二(23)の規定並びに別表1とび・土工・コンクリート工事の項（イに限る。）及び解体工事の項の規定は、建設業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第55号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から適用されることとなっております。



## 【第二条関係】

一 第二条第一項の別表第一の上欄に掲げる建設工事について  
建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第二条第一項の別表第一の上欄に掲げる建設工事については、昭和四十七年三月八日建設省告示第三百五十号をもってその内容を示しているところであるが、その具体的な例は、別表1のとおりである。

この建設工事の内容及び例示は、現実の建設業における施工の実態を前提として、施工技術の相違、取引の慣行等により分類したものであるが、各工事の内容はそれぞれ他の工事の内容と重複する場合もある。

なお、土木一式工事及び建築一式工事については、必ずしも二以上の専門工事の組み合わせは要件でなく、工事の規模、複雑性等からみて個別の専門工事として施工することが困難なものも含まれる。

## 二 許可業種区分の考え方について

各業種における類似した建設工事の区分の考え方等については、次のとおりである。

## (1) 土木一式工事

- ① 「プレストレストコンクリート工事」のうち橋梁等の土木工作物を総合的に建設するプレストレストコンクリート構造物工事は『土木一式工事』に該当する。
- ② 上下水道に関する施設の建設工事における『土木一式工事』、『管工事』及び『水道施設工事』間の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が『土木一式工事』であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事が『管工事』であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が『水道施設工事』である。

なお、農業用水道、かんがい用排水施設等の建設工事は『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。

## (2) 建築一式工事

ビルの外壁に固定された避難階段を設置する工事は『消防施設工事』ではなく建築物の躯体の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。

## (3) 左官工事

- ① 防水モルタルを用いた防水工事は左官工事業、防水工事業どちらの業種の許可でも施工可能である。
- ② ラス張り工事及び乾式壁工事については、通常、左官工事を行う際の準備作業として当然に含まれているものである。
- ③ 『左官工事』における「吹付け工事」とは、建築物に対するモルタル等を吹付ける工事をいい、『とび・土工・コンクリート工事』における「吹付け工事」とは、「モルタル吹付け工事」及び「種子吹付け工事」を総称したものであり、法面処理等のためにモルタル又は種子を吹付ける工事をいう。

## (4) とび・土工・コンクリート工事

- ① 『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」並びに『石工事』及び『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」間の区分の考え方は以下のとおりである。根固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」である。建築物の内外装として擬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が『石工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」である。コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合を含む。
- ② 『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」と『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」との区分の考え方は、鉄骨の製作、加工から組立てまでを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」であり、既に加工された鉄骨を現場で組立てることのみを請け負うのが『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」である。
- ③ 「プレストレストコンクリート工事」のうち橋梁等の土木工作物を総合的に建設するプレストレストコンクリート構造物工事は『土木一式工事』に該当する。
- ④ 「地盤改良工事」とは、薬液注入工事、ウエルポイント工事等各種の地盤の改良を行う工事を総称したものである。
- ⑤ 『とび・土工・コンクリート工事』における「吹付け工事」とは、「モルタル吹付け工事」及び「種子吹付け工事」を総称したものであり、法面処理等のためにモルタル又は種子を吹付ける工事をいい、建築物に対するモルタル等の吹付けは『左官工事』における「吹付け工事」に該当する。
- ⑥ 「法面保護工事」とは、法枠の設置等により法面の崩壊を防止する工事である。
- ⑦ 「道路付属物設置工事」には、道路標識やガードレールの設置工事が含まれる。
- ⑧ 『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」と『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」との区分の考え方は、現場で屋外広告物の製作、加工から設置までを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」であり、それ以外の工事が『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」である。
- ⑨ トンネル防水工事等の土木系の防水工事は『防水工事』ではなく『とび・土工・コンクリート工事』に該当し、いわゆる建築系の防水工事は『防水工事』に該当する。

#### (5) 石工事

『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」並びに『石工事』及び『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」間の区分の考え方は以下のとおりである。根固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」である。建

築物の内外装として擬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が『石工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」である。コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合を含む。

#### (6) 屋根工事

- ① 「瓦」、「スレート」及び「金属薄板」については、屋根をふく材料の別をしたものにすぎず、また、これら以外の材料による屋根ふき工事も多いことから、これらを包括して「屋根ふき工事」とする。したがって板金屋根工事も『板金工事』ではなく『屋根工事』に該当する。
- ② 屋根断熱工事は、断熱処理を施した材料により屋根をふく工事であり「屋根ふき工事」の一類型である。
- ③ 屋根一体型の太陽光パネル設置工事は『屋根工事』に該当する。太陽光発電設備の設置工事は『電気工事』に該当し、太陽光パネルを屋根に設置する場合は、屋根等の止水処理を行う工事が含まれる。

#### (7) 電気工事

- ① 屋根一体型の太陽光パネル設置工事は『屋根工事』に該当する。太陽光発電設備の設置工事は『電気工事』に該当し、太陽光パネルを屋根に設置する場合は、屋根等の止水処理を行う工事が含まれる。
- ② 『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいすれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。

#### (8) 管工事

- ① 「冷暖房設備工事」、「冷凍冷蔵設備工事」、「空気調和設備工事」には、冷媒の配管工事などフロン類の漏洩を防止する工事が含まれる。
- ② し尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の区分の考え方は、規模の大小を問わず浄化槽（合併処理槽を含む。）によりし尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。
- ③ 『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいすれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。
- ④ 建築物の中に設置される通常の空調機器の設置工事は『管工事』に該当し、トンネル、地下道等の給排気用に設置される機械器具に関する工事は『機械器具設置工事』

に該当する。

- ⑤ 上下水道に関する施設の建設工事における『土木一式工事』、『管工事』及び『水道施設工事』間の区分の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が『土木一式工事』であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事が『管工事』であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が『水道施設工事』である。

なお、農業用水道、かんがい用排水施設等の建設工事は『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。

- ⑥ 公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば『管工事』、集塵設備であれば『機械器具設置工事』等に区分すべきものである。

(9) タイル・れんが・ブロック工事

- ① 「スレート張り工事」とは、スレートを外壁等にはる工事を内容としており、スレートにより屋根をふく工事は「屋根ふき工事」として『屋根工事』に該当する。
- ② 「コンクリートブロック」には、プレキャストコンクリートパネル及びオートクレイブ養生した軽量気ほうコンクリートパネルも含まれる。
- ③ 『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」並びに『石工事』及び『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」間の区分の考え方は以下のとおりである。根固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」である。建築物の内外装として擬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が『石工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」である。コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合を含む。

(10) 鋼構造物工事

- ① 『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」と『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」との区分の考え方は、鉄骨の製作、加工から組立てまでを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」であり、既に加工された鉄骨を現場で組立てることのみを請け負うのが『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」である。
- ② ビルの外壁に固定された避難階段を設置する工事は『消防施設工事』ではなく、建築物の躯体の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。
- ③ 『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」と『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」との区分の考え方は、現場で屋外広告物の製作、加工から設置までを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」であり、それ以外の工事が『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物

設置工事」である。

(11) 鉄筋工事

『鉄筋工事』は「鉄筋加工組立て工事」と「鉄筋継手工事」からなっており、「鉄筋加工組立て工事」は鉄筋の配筋と組立て、「鉄筋継手工事」は配筋された鉄筋を接合する工事である。鉄筋継手にはガス圧接継手、溶接継手、機械式継手等がある。

(12) 舗装工事

- ① 舗装工事と併せて施工されることが多いガードレール設置工事については、工事の種類としては『舗装工事』ではなく『とび・土工・コンクリート工事』に該当する。
- ② 人工芝張付け工事については、地盤面をコンクリート等で舗装した上にはり付けるものは『舗装工事』に該当する。

(13) 板金工事

- ① 「建築板金工事」とは、建築物の内外装として板金をはり付ける工事をいい、具体的には建築物の外壁へのカラー鉄板張付け工事や厨房の天井へのステンレス板張付け工事等である。
- ② 「瓦」、「スレート」及び「金属薄板」については、屋根をふく材料の別を示したものにすぎず、また、これら以外の材料による屋根ふき工事も多いことから、これらを包括して「屋根ふき工事」とする。したがって板金屋根工事も『板金工事』ではなく『屋根工事』に該当する。

(14) 塗装工事

下地調整工事及びblast工事については、通常、塗装工事を行う際の準備作業として当然に含まれているものである。

(15) 防水工事

- ① 『防水工事』に含まれるのは、いわゆる建築系の防水工事のみであり、トンネル防水工事等の土木系の防水工事は『防水工事』ではなく『とび・土工・コンクリート工事』に該当する。
- ② 防水モルタルを用いた防水工事は左官工事業、防水工事業どちらの業種の許可でも施工可能である。

(16) 内装仕上工事

- ① 「家具工事」とは、建築物に家具を据付け又は家具の材料を現場にて加工若しくは組み立てて据付ける工事をいう。
- ② 「防音工事」とは、建築物における通常の防音工事であり、ホール等の構造的に音響効果を目的とするような工事は含まれない。
- ③ 「たたみ工事」とは、採寸、割付け、たたみの製造・加工から敷きこみまでを一貫して請け負う工事をいう。

(17) 機械器具設置工事

- ① 『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。

- ② 「運搬機器設置工事」には昇降機設置工事も含まれる。
- ③ 「給排気機器設置工事」とはトンネル、地下道等の給排気用に設置される機械器具に関する工事であり、建築物の中に設置される通常の空調機器の設置工事は『機械器具設置工事』ではなく『管工事』に該当する。
- ④ 公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば『管工事』、集塵設備であれば『機械器具設置工事』等に区分すべきものである。

#### (18) 電気通信工事

- ① 「情報制御設備工事」にはコンピューター等の情報処理設備の設置工事も含まれる。
- ② 既に設置された電気通信設備の改修、修繕又は補修は『電気通信工事』に該当する。  
なお、保守（電気通信施設の機能性能及び耐久性の確保を図るために実施する点検、整備及び修理をいう。）に関する役務の提供等の業務は、『電気通信工事』に該当しない。
- ③ 『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。

#### (19) 造園工事

- ① 「植栽工事」には、植生を復元する建設工事が含まれる。
- ② 「広場工事」とは、修景広場、芝生広場、運動広場その他の広場を築造する工事であり、「園路工事」とは、公園内の遊歩道、緑道等を建設する工事である。
- ③ 「公園設備工事」には、花壇、噴水その他の修景施設、休憩所その他の休養施設、遊戯施設、便益施設等の建設工事が含まれる。
- ④ 「屋上等緑化工事」とは、建築物の屋上、壁面等を緑化する建設工事である。
- ⑤ 「緑地育成工事」とは、樹木、芝生、草花等の植物を育成する建設工事であり、土壤改良や支柱の設置等を伴って行う工事である。

#### (20) 水道施設工事

- ① 上下水道に関する施設の建設工事における『土木一式工事』、『管工事』及び『水道施設工事』間の区分の考え方とは、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が『土木一式工事』であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事が『管工事』であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が『水道施設工事』である。

なお、農業用水道、かんがい用排水施設等の建設工事は『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。

- ② し尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の区分の考え方とは、規模の大小を問わず浄化槽（合併処理槽を含む。）によりし尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該

当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。

(21) 消防施設工事

- ① 「金属製避難はしご」とは、火災時等にのみ使用する組立式のはしごであり、ビルの外壁に固定された避難階段等はこれに該当しない。したがって、このような固定された避難階段を設置する工事は『消防施設工事』ではなく、建築物の躯体の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。
- ② 『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。

(22) 清掃施設工事

- ① 公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば『管工事』、集塵設備であれば『機械器具設置工事』等に区分すべきものである。
- ② し尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の区分の考え方は、規模の大小を問わず浄化槽（合併処理槽を含む。）によりし尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。

(23) 解体工事

それぞれの専門工事において建設される目的物について、それのみを解体する工事は各専門工事に該当する。総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物や建築物を解体する工事は、それぞれ『土木一式工事』や『建築一式工事』に該当する。

別表1 あてにまつた工事例示表(第1回)の建設工事例示表

建設工事の種類	建設工事の例示
土木一式工事	土木工事、機械工事、電気工事、構造工事、機械装置工事等
建築一式工事	建築工事、内装工事、外装工事、設備工事等
大工工事	大工工事、型枠工事、造作工事
左官工事	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事
とび・土工・コンクリート工事	イ とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物の揚重運搬配置工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事 ロ くい工事、くい打ち工事、くい抜き工事、場所打ぐい工事 ハ 土工事、掘削工事、根切り工事、発破工事、盛土工事 ニ コンクリート工事、コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、プレストレストコンクリート工事 ホ 地すべり防止工事、地盤改良工事、ボーリンググラウト工事、土留め工事、仮締切り工事、吹付け工事、法面保護工事、道路附属物設置工事、屋外広告物設置工事、捨石工事、外構工事、はつり工事、切断穿孔工事、アンカーアンカーワーク、あと施工アンカーアンカーワーク、潜水工事
石工事	石積み(張り)工事、コンクリートブロック積み(張り)工事
屋根工事	屋根ふき工事
電気工事	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備(非常用電気設備を含む。)工事、照明設備工事、電車線工事、信号設備工事、ネオン装置工事
管工事	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空気調和設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガス管配管工事、ダクト工事、管内更生工事

タイル・れんが・ブロック工事	コンクリートブロック積み（張り）工事、レンガ積み（張り）工事、タイル張り工事、築炉工事、スレート張り工事、サイディング工事
鋼構造物工事	鉄骨工事、橋梁工事、鉄塔工事、石油、ガス等の貯蔵用タンク設置工事、屋外広告工事、閘門、水門等の門扉設置工事
鉄筋工事	鉄筋加工組立て工事、鉄筋継手工事
ほ装工事	アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事、ブロック舗装工事、路盤築造工事
しゆんせつ工事	しゆんせつ工事
板金工事	板金加工取付け工事、建築板金工事
ガラス工事	ガラス加工取付け工事、ガラスフィルム工事
塗装工事	塗装工事、溶射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、鋼構造物塗装工事、路面標示工事
防水工事	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事
内装仕上工事	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たたみ工事、ふすま工事、家具工事、防音工事
機械器具設置工事	プラント設備工事、運搬機器設置工事、内燃力発電設備工事、集塵機器設置工事、給排気機器設置工事、揚排水機器設置工事、ダム用仮設備工事、遊技施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車設備工事
熱絶縁工事	冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、動力設備又は燃料工業、化学工業等の設備の熱絶縁工事、ウレタン吹付け断熱工事
電気通信工事	電気通信線路設備工事、電気通信機械設置工事、放送機械設置工事、空中線設備工事、データ通信設備工事、情報制御設備工事、ＴＶ電波障害防除設備工事
造園工事	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、広場工事、園路工事、水景工事、屋上等緑化工事、緑地育成工事

さく井工事	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸築造工事、さく孔工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、揚水設備工事
建具工事	金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、金属製カーテンウォール取付け工事、シャッター取付け工事、自動ドア取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事
水道施設工事	取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水処理設備工事
消防施設工事	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧、泡、不燃性ガス、蒸発性液体又は粉末による消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、漏電火災警報器設置工事、非常警報設備工事、金属製避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋又は排煙設備の設置工事
清掃施設工事	ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事
解体工事	工作物解体工事

## 建設業許可事務ガイドライン【第二条関係】新旧表

なお、農業用水道、かんがい用排水施設等の建設工事は『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。	
(2) 建築一式工事	ビルの外壁に固定された遮難階段を設置する工事は『建築施設工事』ではなく建築物の躯体の一部として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。
(3) 左官工事	① 防水モルタルを用いた防水工事は左官工事業、防水工事業どちらの業種の許可でも施工可能である。 ② 「ラス張り工事」及び「乾式壁工事」については、通常、左官工事を行う際の準備作業として「乾式壁工事」として当然に含まれている。 ③ 「左官工事」における「吹付け工事」とは、建築物に対するモルタル等を吹付ける工事をいい、「とび・土工・コンクリート工事」及び「種子吹付け工事」を総称したものであり、法面処理等のためにモルタル又は種子を吹付ける工事をいう。
(4) とび・土工・コンクリート工事	① 『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリート工事」及び『石工事』における「コンクリート工事」並びに「タイル・れん(張り)工事」間の区分の考え方に分けて、根固めの大きいやさストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が「コンクリート工事」である。建築物の擁壁としてコンクリート等をブロックする工事等が『石工事』である。コンクリートブロック積み(張り)工事等が建設する工事である。 ② 『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリート工事」ではある。建築物の内外装としてコンクリート等をブロックする工事等が「コンクリート工事」である。 ③ 『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリート工事」ではある。建築物の擁壁としてコンクリート等をブロックする工事等が「コンクリート工事」である。 ④ 『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリート工事」ではある。建築物の擁壁としてコンクリート等をブロックする工事等が「コンクリート工事」である。

- (1) 左官工事
- ① ② ③ 「ラス張り工事」及び「乾式壁工事」については、通常、左官工事を行う際の準備作業として「乾式壁工事」として当然に含まれている。
- (2) 左官工事
- ① ② ③ 「コンクリート工事」における「コンクリート工事」並びに「石工事」においては、「コンクリート工事」及び「石工事」に分ける「コンクリート工事」は、左官工事や又は土工工事等が「コンクリート工事」である。「コンクリート工事」における「コンクリート工事」は、左官工事や又は土工工事等が「コンクリート工事」である。
- (3) 左官工事
- ① ② ③ 「コンクリート工事」における「コンクリート工事」並びに「石工事」に分ける「コンクリート工事」は、左官工事や又は土工工事等が「コンクリート工事」である。
- (4) とび・土工・コンクリート工事
- ① ② ③ ④ 「コンクリート工事」における「コンクリート工事」並びに「石工事」に分ける「コンクリート工事」は、左官工事や又は土工工事等が「コンクリート工事」である。

- うのが「鋼構造物工事」における「鉄骨工事」であり、既に加工された鉄骨を現場で組立てることのみを請け負うのが「とび・土工・コンクリート工事」における「鉄骨組立工事」である。
- ③ 「プレストレスコンクリート工事」のうち橋梁等の土木工作物を総合的に建設するプレストレスコンクリート工事は「土木一式工事」に該当する。
- ④ 「地盤改良工事」とは、「モルタル吹付け工事」及び「法面処理等のためのモルタル吹付け工事」である。
- ⑤ 「とび・土工・コンクリート工事」及び「種子吹付け工事」を総称したものを「種子吹付け工事」である。
- ⑥ 「モルタル吹付け工事」及び「モルタル等の吹付け工事」を総称したものを「モルタル吹付け工事」である。
- ⑦ 「道路付属物設置工事」には、道路標識やガードレールの設置工事が含まれる。
- ⑧ 「とび・土工・コンクリート工事」における「屋外広告工事」と「鋼構造物工事」と「屋外広告工事」における「屋外広告工事」との区分の考え方とは、現場で屋外広告物の製作、加工から設置までを一貫して請け負うのが「鋼構造物工事」における「屋外広告工事」であり、それ以外の工事が「とび・土工・コンクリート工事」における「屋外広告物設置工事」である。
- ⑨ トンネル防水工事等の土木系の防水工事は「防水工事」ではなく「とび・土工・コンクリート工事」に該当し、いわゆる建築系の防水工事は「防水工事」に該当する。
- (5) 石工事
- 『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」並びに『石工事』及び『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」間の区分の考え方とは以下のとおりである。根固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が「とび・土工・コンクリート工事」における「コンクリートブロ

- ② 「プレストレスコンクリート工事」のうち橋梁等の土木工作物を総合的に建設する工事は「土木一式工事」に該当する。
- ③ 「吹付け工事」とは、「モルタル吹付け工事」及び「法面処理等のためのモルタル吹付け工事」である。
- ④ 「地盤改良工事」とは、薬液注入工事、ウエルポイント工事等各種の地盤の改良を行なう工事を総称したものである。

タク据付け工事」である。建築物の内外装として擬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が『石工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」である。コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合を含む。

#### (6) 屋根工事

- ① 「瓦」、「スレート」及び「金属薄板」については、屋根をふく材料の別を示したものにすぎず、また、これら以外の材「屋根工事」ではなく「屋根ふき工事」とする。したがって板金屋根工事も「屋根工事」ではなく「屋根断熱工事」に該当する。したがつて板金屋根工事は、はるかに「屋根工事」の一類型である。
- ② 工事であり、「屋根ふき工事」の一類型である。
- ③ 屋根一体型の太陽光パネル設置工事は「屋根工事」に該当する。太陽光発電設備の設置工事は「電気工事」に該当し、太陽光パネルを屋根に設置する場合は、屋根等の止水処理を行う工事が含まれる。

#### (7) 電気工事

- ① 屋根一体型の太陽光パネル設置工事は「屋根工事」に該当する。太陽光発電設備の設置工事は「電気工事」に該当し、太陽光パネルを屋根に設置する場合は、屋根等の止水処理を行いう工事が含まれる。
- ② 「機械器具設置工事」には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によつては『電気工事』、「管工事」、「電気通信工事」、「消火施設工事」等と重複するものもあるが、これらにについて原則として『電気工事』等それぞれの専門の方に区分するものとし、これらいすれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が「機械器具設置工事」に該当する。

#### (8) 管工事

- ① 「冷暖房設備工事」、「冷凍冷蔵設備工事」、「空気調和設備工事」には、冷媒の配管工事などフロン類の漏洩を防止する工事が含まれる。

#### (3) 屋根工事

- ① 「瓦」、「スレート」及び「金属薄板」については、屋根をふく材料の別を示したものにすぎず、また、これら以外の材「屋根工事」ではなく「屋根ふき工事」とする。したがつて「板金屋根工事」も「板金屋根工事」に該当する。
- ② ふく工事であり「屋根ふき工事」は、断熱処理を施した材料により屋根を

#### (4) 管工事

- ② し尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の区分の考え方には、し尿処理を含む。)により公共する設置の大きさを問わず、『淨化槽(合併処理槽)』に該当し、公害が施設の処理するものとし、公害が施設の下水道施設により収集されるものが『水道施設工事』により収集される。)に該当する。
- (3) 『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に該当する工事が含まれるため、機械器具の種類によつては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防設施工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当する機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。
- (4) 建築物の中に設置される通常の空調機器の設置工事は『管工事』に該当し、トンネル、地下道等の給排氣用に設置される機械器具は『機械器具設置工事』に該当する。
- (5) 上下水道に関する施設の建設工事における『土木一式工事』、『管工事』及び『水道施設工事』間の区分の考え方には、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地内公工事が『土木一式工事』であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水管を設置する工事が『管工事』であり、上水道等の取水、淨水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が『水道施設工事』である。
- (6) なお、農業用水道、かんがい用排水施設等の建設工事は『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。
- (7) 公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば『管工事』、『機械器具設置工事』等に区分すべきものである。
- (8) タイル・れんが・ブロック工事
- (1) 「スレート張り工事」とは、スレートを外壁等にはる工事内容としており、スレートにより屋根をふく工事は「屋根ふき工事」として『屋根工事』に該当する。

(5) タイル・れんが・ブロック工事

(1) 「スレート張り工事」とは、スレートを外壁等にはる工事内容としており、スレートにより屋根をふく工事は「屋根ふき工事」として『屋根工事』に該当する。

し尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の区分の考え方には、し尿処理を含む。)により公共する設置の大きさを問わず、『淨化槽(合併処理槽)』に該当し、公害が施設の処理するものとし、公害が施設の下水道施設により収集されるものが『水道施設工事』により収集される。)に該当する。

(3) 『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に該当する工事が含まれるため、機械器具の種類によつては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防設施工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当する機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。

(4) 建築物の中に設置される通常の空調機器の設置工事は『管工事』に該当し、トンネル、地下道等の給排氣用に設置される機械器具は『機械器具設置工事』に該当する。

(5) 上下水道に関する施設の建設工事における『土木一式工事』、『管工事』及び『水道施設工事』間の区分の考え方には、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地内公工事が『土木一式工事』であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水管を設置する工事が『管工事』であり、上水道等の取水、淨水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が『水道施設工事』である。

(6) なお、農業用水道、かんがい用排水施設等の建設工事は『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。

(7) 公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば『管工事』、『機械器具設置工事』等に区分すべきものである。

(8) タイル・れんが・ブロック工事

(1) 「スレート張り工事」とは、スレートを外壁等にはる工事内容としており、スレートにより屋根をふく工事は「屋根ふき工事」として『屋根工事』に該当する。

- ② 「コンクリートブロック」には、プレキヤストココンクリートパネル及びオートクレイブ養生をした軽量気ほうコングリートパネルも含まれる。
- ③ 「とび・土工・コンクリート工事」並びに『石工事』及び『タイル・れんガ・ブロック据付け工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」間の区分の考え方は以下のとおりである。根固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行いう工事、プレキヤストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が「とび・土工・コンクリート工事」における「コンクリートブロック据付け工事」である。建築物の内外装として擬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が『石工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」である。コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」であり、エクステリア工事としてこれを行いう場合を含む。

- (10) 鋼構造物工事
- ① 「とび・土工・コンクリート工事」における「鉄骨組立工事」と『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」などの区分の考え方であります。既に、既のが『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」であります。既のが『コンクリート工事』である。コンクリート工事における「鉄骨組立工事」であります。
- ② ビルの外壁に固定された避難階段を設置する工事は『消防施設工事』ではなく、建築物の躯体の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。
- ③ 『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」と『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」との区分の考え方であります。現場で屋外広告物の製作、加工から設置までを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」であり、それ以外の工事が『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」である。

- (6) 鋼構造物工事
- ④ 「鋼構造物工事」における「鉄骨工事」と『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」との区分の考え方では、『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」を一貫して請け負うのが『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」である。

(11) 鉄筋工事

〔「鉄筋加工組立て工事」と「鉄筋継手工事」からなつておる、「鉄筋加工組立て工事」は鉄筋の配筋と組立て、「鉄筋継手工事」は配筋された鉄筋を接合する工事である。鉄筋継手にはガス圧接継手、溶接継手、機械式継手等がある。〕

(12) 鋼装工事  
〔① 工事については、工事の種類としては『舗装工事』ではなく『とび・土工・コンクリート工事』に該当する。  
② 人工作業付工事については、地盤面をコンクリート等で舗装した上にはり付けるものは『舗装工事』に該当する。〕

(13) 板金工事  
〔① 「建築板金工事」とは、建築物の内外装として板金をはり付ける工事をや厨房の天井へのステンレス板張付け工事等である。「瓦」、「スレート」及び「金属薄板」については、屋根をふく材料の別を示したものにすぎず、また、これらを包括して材料による屋根ふき工事も多いことから、これらを『板金工事』ではなく『屋根工事』とする。したがつて板金屋根工事も『板金工事』ではなく『屋根工事』に該当する。〕

(14) 塗装工事  
〔下地調整工事及びプラスチック工事については、通常、塗装工事を行う際の準備作業として当然に含まれているものである。〕

(15) 防水工事  
〔① 『防水工事』に含まれるものは、いわゆる建築系の防水工事のみであり、トンネル防水工事等の土木系の防水工事は『防水工事』ではなく『とび・土工・コンクリート工事』に該当する。〕

② 防水モルタルを用いた防水工事は左官工事業、防水工事業どちらの業種の許可でも施工可能である。

(16) 内装工事  
〔① 「家具工事」とは、建築物に家具を据付け又は家具の材料を現場にて加工若しくは組み立てて据付ける工事をいう。〕

(11) 鉄筋工事  
〔舗装工事と併せて施工されることは多いガードレール設置工事については、工事の種類としては『ほ装工事』ではなく『とび・土工・コンクリート工事』に該当する。  
② 舗装した上にはり付けるものは『舗装工事』に該当する。〕

(12) ほ装工事  
〔① 『舗装工事』と併せて施工されることは多いガードレール設置工事については、工事の種類としては『ほ装工事』ではなく『とび・土工・コンクリート工事』に該当する。  
② 人工作業付工事については、地盤面をコンクリート等で舗装した上にはり付けるものは『舗装工事』に該当する。〕

(13) 板金工事  
〔「建築板金工事」とは、建築物の内外装として板金をはり付ける工事をいい、具体的には建築物の外壁へのステンレス板張付け工事や厨房の天井へのステンレス板張付け工事等である。〕

(14) 塗装工事  
〔下地調整工事及び「プラスチック工事」については、通常、塗装工事を行う際の準備作業として当然に含まれているものである。〕

(15) 防水工事  
〔下地調整工事を行つ際の準備作業として当然に含まれるものは、いわゆる建築系の防水工事のみであり、トンネル防水工事等の土木系の防水工事は『防水工事』ではなく『とび・土工・コンクリート工事』に該当する。〕

(16) 内装工事  
〔① 「家具工事」とは、建築物に家具を据付け又は家具の材料を現場にて加工若しくは組み立てて据付ける工事をいう。〕

- (2) 「防音工事」とは、建築物における通常の防音工事であり、ホール等の構造的に音響効果を目的とするような工事は含まれない。
- (3) 「たたみ工事」とは、探寸、割付け、たたみの製造・加工から敷きこみまでを一貫して請け負う工事をいう。

(17) 機械器具設置工事には広くすべての機械器具類の種類によつては「電気工事」、「管工事」、「機械器具工事」、「電気通信工事」、「消防工事」、「地下道工事」等と重複する等それらの専門の工事の方に区分するいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。

(1) 「機械器具設置工事」には広くすべての機械器具類の種類によつては「電気工事」、「管工事」、「機械器具工事」、「電気通信工事」、「消防工事」、「地下道工事」等と重複する等それらの専門の工事の方に区分するいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。

(2) 「機械器具設置工事」には「昇降機設置工事」も含まる。

(3) 用に設置される機械器具に限る工事では、建築物の中に設置されると、機械器具設置工事は『機械器具設置工事』に該当する。

(4) 公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば『管工事』、集塵設備であれば『機械器具設置工事』等に区分すべきものである。

(18) 電気通信工事にはコンピューター等の情報処理設備の設置工事も含まる。

(1) 「情報制御工事」にはコンピューター等の情報処理設備の設置工事も含まる。

(2) 既に設置された電気通信設備の改修、修繕又は補修は『電気通信工事』に該当する。なお、ために実施するたるたる修理を図るための確保を図るたるための修理は、『電気通信工事』に該当しない。

(3) 「機械器具設置工事」には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によつては「電気工事」、「管工事」、「機械器具工事」、「電気通信工事」、「消防工事」等と重複するものもあるが、これらに区分するものとし、これらに区分するいは複合的な機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。

- (2) 「防音工事」とは、建築物における通常の防音工事であり、ホール等の構造的に音響効果を目的とするような工事は含まれない。
- (3) 「たたみ工事」とは、探寸、割付け、たたみの製造・加工から敷きこみまでを一貫して請け負う工事をいう。

(12) 機械器具設置工事には広くすべての機械器具類の設置「機械器具工事」、「管工事」、「機械器具工事」、「電気通信工事」、「消防工事」、「地下道工事」等と重複する等それらの専門の工事の方に区分するいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。

(1) 「機械器具設置工事」には「昇降機設置工事」も含まる。

(2) 「給排気機器機械器具に限る工事では、建築物の中に設置されると、機械器具設置工事は『機械器具設置工事』に該当する。

(13) 電気通信工事にはコンピューター等の情報処理設備の設置工事も含まる。

(1) 「情報制御工事」にはコンピューター等の情報処理設備の設置工事も含まる。

(2) 既に設置された電気通信設備の改修、修繕又は補修は『電気通信工事』に該当する。なお、ために実施するたるたる修理を図るための確保を図るたるための修理は、『電気通信工事』に該当しない。

器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。

- (19) 造園工事  
① 「植栽工事」には、植生を復元する建設工事が含まれる。  
② 「広場工事」とは、修景広場、芝生広場、運動広場その他の遊歩道、緑道等を建設する工事である。「園路工事」とは、公園内の遊歩道、緑道等を建設する工事である。  
③ 「公園設備工事」には、花壇、噴水その他の修景施設、休憩所が含まれる。  
④ 「屋上等緑化工事」とは、建築物の屋上、壁面等を緑化する建設工事である。  
⑤ 「緑地育成工事」とは、樹木、芝生、草花等の植物を育成する建設工事であり、土壤改良や支柱の設置等を伴つて行う工事である。

- (20) 水道施設工事  
① 上下水道に関する施設の建設工事における『土木一式工事』、『管工事』及び『水道施設工事』間の区分の考え方方は、公園の下水道の配管工事及び下水道の配管工事であり、家屋その他の敷地内に設置する工事が『管工事』であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が『水道施設工事』である。  
② なお、農業用水道、かんがい用排水施設等の建設工事は『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の区分の考え方方は、規模の大小を問わず浄化槽(合併処理槽を含む。)により屎尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので汲取り方式により収集された屎尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。

- (21) 消防施設工事  
① 「金属製避難はしご」とは、火災時等にのみ使用する組立式のはしごであり、ビルの外壁に固定された避難階段等はこ

- (14) 造園工事  
① 「広場工事」とは、修景広場、芝生広場、運動広場その他の遊歩道、緑道等を建設する工事である。「園路工事」には、公園内の遊歩道、緑道等を建設する工事である。  
② 「公園設備工事」には、花壇、噴水その他の修景施設、休憩所が含まれる。  
③ 「屋上等緑化工事」とは、建築物の屋上、壁面等を緑化する建設工事である。  
④ 「植栽工事」には、植生を復元する建設工事が含まれる。

- (15) 水道施設工事  
上下水道に関する施設の建設工事における『水道施設工事』、『管工事』及び『土木一式工事』間の区分の考え方方は、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水道等の配水管工事及び上水道等の配水管工事であり、家屋その他の敷地内の配水管工事及び下水道等の配水管工事が『管工事』であり、これらの敷地外の例えば公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が『土木一式工事』である。

- (16) 消防施設工事  
「金属製避難はしご」とは、火災時等にのみ使用する組立式のはしごであり、ビルの外壁に固定された避難階段等はこ

したがつて、このような固定された避難階段を設する工事は『消防施設工事』ではなく、建築物工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。

②『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によつては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらにについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。

(22) 清掃施設工事

① 公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば『管工事』、『集塵設備』等に区分すべきものである。

② 尿処理に関する施設の建設工事においては、『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の区分の考え方とは、規模の大小を問わず浄化槽(合併処理槽を含む。)によりし尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。

(23) 解体工事

それぞれの専門工事において建設される目的物について、それのみを解体する工事は各専門工事に該当する。総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物や建築物を解体する工事は、それぞれ『土木一式工事』や『建築一式工事』に該当する。

したがつて、このような固定された避難階段を設する工事は『消防施設工事』ではなく、建築物工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。

(17) 清掃施設工事

公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば『管工事』、『集塵設備』等に区分すべきものである。

別表 1

改正後		改正前	
建設工事の種類	建設工事の例示	建設工事の種類	建設工事の例示
土木一式工事		土木一式工事	
建築一式工事		建築一式工事	
大工工事	大工工事、型枠工事、造作工事	大工工事	大工工事、型枠工事、造作工事
左官工事	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事	左官工事	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事
とび・土工・コンクリート工事	とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、揚重機配置工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事	とび・土工・コンクリート工事	とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、揚重機配置工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事

建設工事の種類	建設工事の例示	建設工事の種類	建設工事の例示
土木一式工事		土木一式工事	
建築一式工事		建築一式工事	
大工工事	大工工事、型枠工事、造作工事	大工工事	大工工事、型枠工事、造作工事
左官工事	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事	左官工事	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事
とび・土工・コンクリート工事	とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、揚重機配置工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事	とび・土工・コンクリート工事	とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、揚重機配置工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事

石工事	石積み（張り）工事、コンクリートブロック工事
屋根工事	屋根ふき工事
電気工事	発電設備工事、送配電線工事、構内電氣設備（非常用電氣設備を含む。）工事、照明設置工事、電線工事、信号設備工事、衛生設備工事、淨化工事、ダクト工事、管内更生工事
管工事	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空氣調和設備工事、給排水・給湯設備工事、事務機器工事、水管配管工事、ガス管工事、水洗便所設置工事、管内更生工事
タイル・れんが・ブロック工事	コンクリートブロック積み（張り）工事、レンガ積み（張り）工事、タイル張り工事、築炉工事、スレート張り工事
鋼構造物工事	鉄骨工事、橋梁工事、鉄塔工事、石油、ガス等の貯蔵用タンク設置工事、屋外広告工事、閘門、水門等の門扉設置工事
鉄筋工事	鉄筋加工組立て工事、ガス圧接工事
ほ装工事	アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事、ブロック舗装工事、路盤築造工事
しゆんせつ工事	しゆんせつ工事
板金工事	板金加工取付け工事、建築板金工事

ガラス工事	ガラス加工取付け工事、ガラスフィルム工事	ガラス工事	ガラス加工取付け工事
塗装工事	塗装工事、ライニング工事、布張り仕上工事、鋼構造物塗装工事、路面標示工事	塗装工事	塗装工事、溶射工事、ライニング工事、鋼構造物塗装工事、路面標示工事
防水工事	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シート防水工事、注入防水工事	防水工事	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シート防水工事、注入防水工事
内装仕上工事	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たたみ工事、ふすま工事、家具工事、防音工事	内装仕上工事	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、床仕上工事、たたみ工事、ふすま工事、家具工事、防音工事
機械器具設置工事	プラント設備工事、運搬機器設置工事、内給排水機器設置工事、事務機器設置工事、舞台装設工事、立体駐車設置工事	機械器具設置工事	プラント設備工事、運搬機器設置工事、内給排水機器設置工事、内燃力発電機器設置工事、揚遊技施設工事、サイロ設置工事
熱絶縁工事	冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、動力設備又は燃料工業、化学工業等の設備の熱絶縁工事	熱絶縁工事	冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、動力設備又は燃料工業、化学工業等の設備の熱絶縁工事
電気通信工事	電気通信線路設備工事、電気通信機械設置工事、放送機械設置工事、空中線設備工事、データ通信設備工事、情報制御設備工事、TV電波障害防除設備工事	電気通信工事	電気通信線路設備工事、電気通信機械設置工事、放送機械設置工事、空中線設備工事、データ通信設備工事、情報制御設備工事、TV電波障害防除設備工事
造園工事	植栽工事、地被工事、景石工事、事務機器設置工事、公園工事、屋上等緑化工事	造園工事	植栽工事、地被工事、景石工事、広場工事、地ごしら工事、公園工事、屋上等緑化工事



○国土交通省告示第千百九十三号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）を実施するため、昭和四十七年建設省告示第三百五十号（建設業法第二条第一項の別表の上欄に掲げる建設工事の内容）の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十六年十二月二十五日

国土交通大臣 太田 昭宏

昭和四十七年建設省告示第三百五十号の一部を改正する告示

昭和四十七年建設省告示第三百五十号（建設業法第二条第一項の別表の上欄に掲げる建設工事の内容）の一部を次のように改正する。

表とび・土工・コンクリート工事の項中「、工作物の解体」を削る。

表管工事の項中「冷暖房」の下に「、冷凍冷蔵」を加える。

表ほ装工事の項中「ほ装工事」を「舗装工事」に、「ほ装する工事」を「舗装する工事」に改める。表に次のように加える。

解体工事

工作物の解体を行う工事



## 附 則

この告示は、公布の日から施行する。ただし、表とび・土工・コンクリート工事の項の改正規定及び表に次のように加える改正規定は、建設業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五十五号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。



建設業法第一条第一項の別表の上欄に掲げる建設工事の内容の一部を改正する告示案 新旧対照表  
建設業法第二条第一項の別表の上欄に掲げる建設工事の内容 (昭和四十七年建設省告示第三百五十号)

(傍線の部分は改正部分)

○

改 正 後

改 正 前

建設工事の種類	建設工事の内容
(略)	(略)

とび・土工・コンクリート工事  
足場の組立て、機械器具・建設資材等の重量物の運搬配置、鉄骨等の組立て等を行う工事

ローボ (略)

建設工事の種類	建設工事の内容
(略)	(略)

とび・土工・コンクリート工事  
足場の組立て、機械器具・建設資材等の重量物の運搬配置、鉄骨等の組立て、工作物の解体等を行う工事

ローボ (略)

建設工事の種類	建設工事の内容
(略)	(略)

管工事  
冷暖房、冷凍冷蔵、空気調和、給排水、衛生等のための設備を設置し、又は金属製等の管を使用して水、油、ガス、水蒸気等を送配するための設備を設置する工事

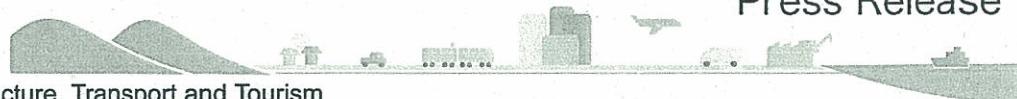
管工事  
冷暖房、空気調和、給排水、衛生等のための設備を設置し、又は金属製等の管を使用して水、油、ガス、水蒸気等を送配するための設備を設置する工事



(略)	(略)	舗装工事	道路等の地盤面をアスファルト、コンクリート、砂、砂利、碎石等により舗装する工事
(略)	(略)	清掃施設工事	工作物の解体を行う工事

(略)	(略)	ほ装工事	道路等の地盤面をアスファルト、コンクリート、砂、砂利、碎石等によりほ装する工事
(略)	(略)	清掃施設工事	工作物の解体を行う工事



平成 26 年 12 月 25 日  
土地・建設産業局建設業課

## 建設工事の内容及び例示等の改正について

建設工事の内容及び例示等について、今年 1 月に中央建設業審議会・社会资本整備審議会の基本問題小委員会がとりまとめた「当面講すべき施策のとりまとめ」において、「今後も、施工実態や取引実態の変化、施工技術の進歩等を速やかに反映する必要があるため、機動的に見直すべきである。」とされたところです。

今般、近年の建設業における施工実態等を踏まえ、建設工事の内容を定める告示<sup>\*1</sup>と、建設工事の例示及び区分の考え方を定めるガイドライン<sup>\*2</sup>を改正しましたので、お知らせします。

なお、本改正においては平成 26 年 6 月 4 日に公布された「建設業法等の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 55 号。以下「改正法」という。）による解体工事の新設に伴う改正も併せて措置しており、当該改正部分については、平成 28 年 6 月までに施行予定<sup>\*3</sup>です。

※1 建設業法第二条第一項の別表の上欄に掲げる建設工事の内容を定める告示（昭和 47 年建設省告示第 350 号）

※2 建設業許可事務ガイドライン（平成 13 年 4 月 3 日国総建第 97 号）における第二条関係

（改正の詳細は別紙参照）

## &lt;参考：これまでの経緯&gt;

平成 26 年 1 月 当面講すべき施策のとりまとめ

6～8 月 パブリックコメント

12 月 25 日 告示<sup>\*1</sup>を官報公告、ガイドライン<sup>\*2</sup>を通知し、同日から適用（ただし、解体工事関係は上記※3 の日から適用）

## &lt;問い合わせ先&gt;

国土交通省 土地・建設産業局 建設業課

課長補佐 松原（内線 24733）

課長補佐 木村（内線 24710）

TEL：03（5253）8111（代表）

TEL：03（5253）8277（夜間）



業種区分、建設工事の内容、例示、区分の考え方(H26.12.25から適用。下線部分は改正箇所<sup>(注)</sup>)

建設工事の種類 (建設業法別表)	建設工事の内容 (告示)	建設工事の例示 (ガイドライン第二条関係)	建設工事の区分の考え方 (ガイドライン第二条関係)
土木一式工事	総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事(補修、改造又は解体する工事を含む。以下同じ。)		<ul style="list-style-type: none"> <li>「プレストレストコンクリート工事」のうち橋梁等の土木工作物を総合的に建設するプレストレストコンクリート構造物工事は『土木一式工事』に該当する。</li> <li>上下水道に関する施設の建設工事における『土木一式工事』、『管工事』及び『水道施設工事』間の区分の考え方には、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が『土木一式工事』であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水管を設置する工事が『管工事』であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が『水道施設工事』である。り、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水管を設置する工事が『管工事』であり、これらの敷地外の例えば公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が『土木一式工事』である。なお、農業用水道、かんがい用配水施設等の建設工事は『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。</li> </ul>
建築一式工事	総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事		<ul style="list-style-type: none"> <li>ビルの外壁に固定された避難階段を設置する工事は『消防施設工事』ではなく、建築物の躯体の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。</li> <li>—</li> </ul>
大工工事	木材の加工又は取付けにより工作物を築造し、又は工作物に木製設備を取付ける工事	大工工事、型枠工事、造作工事	
左官工事	工作物に壁土、モルタル、漆くい、 plaster、繊維等をこて塗り、吹付け、又ははり付ける工事	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>防水モルタルを用いた防水工事は左官工事業、防水工事業どちらの業種の許可でも施工可能である。</li> <li>『ラス張り工事』及び『乾式壁工事』については、通常、左官工事を行う際の準備作業として当然に含まれているものである。</li> <li>『左官工事』における「吹付け工事」とは、建築物に対するモルタル等を吹付ける工事をいい、『とび・土工・コンクリート工事』における「吹付け工事」とは、「モルタル吹付け工事」及び「種子吹付け工事」を総称したものであり、法面処理等のためにモルタル又は種子を吹付ける工事をいう。</li> </ul>
とび・土工・コンクリート工事	<p>イ 足場の組立て、機械器具・建設資材等の重量物の運搬配置、鉄骨等の組立て、<u>工作物の解体等</u>を行う工事 ※1</p> <p>ロ くい打ち、くい抜き及び場所打ぐいを行う工事 ハ 土砂等の掘削、盛上げ、締固め等を行う工事 ニ コンクリートにより工作物を築造する工事 ホ その他基礎的ないしは準備的工事</p>	<p>イ とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物の揚重運搬配置工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事、<u>工作物解体工事</u> ※1</p> <p>ロ くい工事、くい打ち工事、くい抜き工事、場所打ぐい工事 ハ 土工事、掘削工事、根切り工事、発破工事、盛土工事 ニ コンクリート工事、コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、プレストレストコンクリート工事 ホ 地すべり防止工事、地盤改良工事、ボーリンググラウト工事、土留め工事、仮縫切り工事、吹付け工事、法面保護工事、道路付属物設置工事、屋外広告物設置工事、捨石工事、外構工事、はつり工事、切断穿孔工事、アンカーワーク、あと施工アンカーワーク、潜水工事</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」並びに『石工事』及び『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」間の区分の考え方は以下のとおりである。根固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」である。り、建築物の内外装として擬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が『石工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」である。り、コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」であるり、エクステリア工事としてこれを行う場合を含む。</li> <li>『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」と『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」との区分の考え方には、鉄骨の製作、加工から組立てまでを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」であり、既に加工された鉄骨を現場で組立てることのみを請け負うのが『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」である。</li> <li>—</li> <li>—</li> <li>『プレストレストコンクリート工事』のうち橋梁等の土木工作物を総合的に建設するプレストレストコンクリート構造物工事は『土木一式工事』に該当する。</li> <li>『地盤改良工事』とは、薬液注入工事、ウエルポイント工事等各種の地盤の改良を行う工事を総称したものである。</li> <li>『とび・土工・コンクリート工事』における「吹付け工事」とは、「モルタル吹付け工事」及び「種子吹付け工事」を総称したものであり、法面処理等のためにモルタル又は種子を吹付ける工事をいい、建築物に対するモルタル等の吹付けは『左官工事』における「吹付け工事」に該当する。</li> <li>『法面保護工事』とは、法枠の設置等により法面の崩壊を防止する工事である。</li> <li>『道路付属物設置工事』には、道路標識やガードレールの設置工事が含まれる。</li> <li>『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」と『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」との区分の考え方には、現場で屋外広告物の製作、加工から設置までを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」であり、それ以外の工事が『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」である。</li> <li>トンネル防水工事等の土木系の防水工事は『防水工事』ではなく『とび・土工・コンクリート工事』に該当し、いわゆる建築系の防水工事は『防水工事』に該当する。</li> <li>『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」並びに『石工事』及び『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」間の区分の考え方は以下のとおりである。根固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」である。り、建築物の内外装として擬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が『石工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」である。り、コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」であるり、エクステリア工事としてこれを行う場合を含む。</li> </ul>
石工事	石材(石材に類似のコンクリートブロック及び擬石を含む。)の加工又は積方により工作物を築造し、又は工作物に石材を取付ける工事	石積み(張り)工事、コンクリートブロック積み(張り)工事	

(注)下線部分のほか、区分の考え方については、関係する業種区分にそれぞれ再掲している。

\*1 「工作物の解体」及び「工作物解体工事」の削除は、平成28年6月までに適用。

業種区分、建設工事の内容、例示、区分の考え方(H26.12.25から適用。下線部分は改正箇所<sup>(注)</sup>)

建設工事の種類 (建設業法別表)	建設工事の内容 (告示)	建設工事の例示 (ガイドライン第二条関係)	建設工事の考え方 (ガイドライン第二条関係)
屋根工事	瓦、スレート、金属薄板等により屋根をふく工事	屋根ふき工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>「瓦」、「スレート」及び「金属薄板」については、屋根をふく材料の別を示したものにすぎず、また、これら以外の材料による屋根ふき工事も多いことから、これらを包括して「屋根ふき工事」とする。したがって「板金屋根工事」も「板金工事」ではなく「屋根工事」に該当する。</li> <li>「屋根断熱工事」は、断熱処理を施した材料により屋根をふく工事であり「屋根ふき工事」の一類型である。</li> <li>屋根一体型の太陽光パネル設置工事は「屋根工事」に該当する。太陽光発電設備の設置工事は「電気工事」に該当し、太陽光発電パネルを屋根に設置する場合は、屋根等の止水処理を行う工事が含まれる。</li> </ul>
電気工事	発電設備、変電設備、送配電設備、構内電気設備等を設置する工事	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備(非常用電気設備を含む。)工事、照明設備工事、電車線工事、信号設備工事、ネオン装置工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋根一体型の太陽光パネル設置工事は「屋根工事」に該当する。太陽光発電設備の設置工事は「電気工事」に該当し、太陽光発電パネルを屋根に設置する場合は、屋根等の止水処理を行う工事が含まれる。</li> <li>『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては「電気工事」、「管工事」、「電気通信工事」、「消防施設工事」等と重複するものもあるが、これらについては原則として「電気工事」等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。</li> </ul>
管工事	冷暖房、冷凍冷蔵、空気調和、給排水、衛生等のための設備を設置し、又は金属製等の管を使用して水、油、ガス、水蒸気等を送配するための設備を設置する工事	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空気調和設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガス管配管工事、ダクト工事、管内更生工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>「冷暖房設備工事」、「冷凍冷蔵設備工事」、「空気調和設備工事」には、冷媒の配管工事などフロン類の漏洩を防止する工事が含まれる。</li> <li>し尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の区分の考え方には、規模の大小を問わず浄化槽(合併処理槽を含む。)によりし尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。</li> <li>『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては「電気工事」、「管工事」、「電気通信工事」、「消防施設工事」等と重複するものもあるが、これらについては原則として「電気工事」等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。</li> <li>建築物の中に設置される通常の空調機器の設置工事は『管工事』に該当し、トンネル、地下道等の給排気用に設置される機械器具に関する工事は『機械器具設置工事』に該当する。</li> <li>上下水道に関する施設の建設工事における『土木一式工事』、『管工事』及び『水道施設工事』間の区分の考え方には、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が『土木一式工事』であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水管を設置する工事が『管工事』であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が『水道施設工事』である。り、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水管を設置する工事が『管工事』であり、これらの敷地外の例えば公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が『土木一式工事』である。なお、農業用水道、かんがい用配水施設等の建設工事は『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。</li> <li>公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば『管工事』、集塵設備であれば『機械器具設置工事』等に区分すべきものである。</li> </ul>
タイル・れんが・ブロック工事	れんが、コンクリートブロック等により工作物を築造し、又は工作物にれんが、コンクリートブロック、タイル等を取り付け、又ははり付ける工事	コンクリートブロック積み(張り)工事、レンガ積み(張り)工事、タイル張り工事、築炉工事、スレート張り工事、サイディング工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>「スレート張り工事」とは、スレートを外壁等にはる工事を内容としており、スレートにより屋根をふく工事は「屋根ふき工事」として『屋根工事』に該当する。</li> <li>「コンクリートブロック」には、プレキャストコンクリートパネル及びオートクレイブ養生をした軽量気ほうコンクリートパネルも含まれる。</li> <li>『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」並びに『石工事』及び『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」間の区分の考え方には以下のとおりである。根固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」である。り、建築物の内外装として擬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が『石工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」である。り、コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」であるり、エクステリア工事としてこれを行う場合を含む。</li> </ul>

(注)下線部分のほか、区分の考え方については、関係する業種区分にそれぞれ再掲している。

業種区分、建設工事の内容、例示、区分の考え方(H26.12.25から適用。下線部分は改正箇所<sup>(注)</sup>)

建設工事の種類 (建設業法別表)	建設工事の内容 (告示)	建設工事の例示 (ガイドライン第二条関係)	建設工事の区分の考え方 (ガイドライン第二条関係)
鋼構造物工事	形鋼、鋼板等の鋼材の加工又は組立てにより工作物を築造する工事	鉄骨工事、橋梁工事、鉄塔工事、石油、ガス等の貯蔵用タンク設置工事、屋外広告工事、閘門、水門等の門扉設置工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」と『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」と『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」との区分の考え方とは、鉄骨の製作、加工から組立てまでを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」であり、既に加工された鉄骨を現場で組立てることのみを請け負うのが『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」である。</li> <li>ビルの外壁に固定された避難階段を設置する工事は『消防施設工事』ではなく、建築物の躯体の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。</li> <li>『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」と『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」との区分の考え方とは、現場で屋外広告物の製作、加工から設置までを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」であり、それ以外の工事が『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」である。</li> </ul>
鉄筋工事	棒鋼等の鋼材を加工し、接合し、又は組立てる工事	鉄筋加工組立て工事、ガス圧接工事鉄筋継手工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>『鉄筋工事』は「鉄筋加工組立て工事」と「鉄筋継手工事」からなっており、「鉄筋加工組立て工事」は鉄筋の配筋と組立て、「鉄筋継手工事」は配筋された鉄筋を接合する工事である。鉄筋継手にはガス圧接継手、溶接継手、機械式継手等がある。</li> </ul>
舗装工事	道路等の地盤面をアスファルト、コンクリート、砂、砂利、碎石等により舗装する工事	アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事、ブロック舗装工事、路盤築造工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>舗装工事と併せて施工されることが多いガードレール設置工事については、工事の種類としては『舗装工事』ではなく『とび・土工・コンクリート工事』に該当する。</li> <li>人工芝張付け工事については、地盤面をコンクリート等で舗装した上にはり付けるものは『舗装工事』に該当する。</li> </ul>
しゆんせつ工事 板金工事	河川、港湾等の水底をしゆんせつする工事 金属薄板等を加工して工作物に取付け、又は工作物に金属製等の付属物を取付ける工事	しゆんせつ工事 板金加工取付け工事、建築板金工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>「建築板金工事」とは、建築物の内外装として板金をはり付ける工事をいい、具体的には建築物の外壁へのカーラー鉄板張付け工事や厨房の天井へのステンレス板張付け工事等である。</li> <li>「瓦」、「スレート」及び「金属薄板」については、屋根をふく材料の別を示したものにすぎず、また、これら以外の材料による屋根ふき工事も多いことから、これらを包括して「屋根ふき工事」とする。したがって板金屋根工事も『板金工事』ではなく『屋根工事』に該当する。</li> </ul>
ガラス工事	工作物にガラスを加工して取付ける工事	ガラス加工取付け工事、ガラスフィルム工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>「下地調整工事」及び「プラスチック工事」については、通常、塗装工事を行う際の準備作業として当然に含まれているものである。</li> </ul>
塗装工事	塗料、塗材等を工作物に吹付け、塗付け、又ははり付ける工事	塗装工事、溶射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、鋼構造物塗装工事、路面標示工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>『防水工事』に含まれるものは、いわゆる建築系の防水工事のみであり、トンネル防水工事等の土木系の防水工事は『防水工事』ではなく『とび・土工・コンクリート工事』に該当する。</li> <li>防水モルタルを用いた防水工事は左官工事業、防水工事業どちらの業種の許可でも施工可能である。</li> </ul>
防水工事	アスファルト、モルタル、シーリング材等によつて防水を行う工事	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>「家具工事」とは、建築物に家具を据付け又は家具の材料を現場にて加工若しくは組み立てて据付ける工事をいう。</li> <li>「防音工事」とは、建築物における通常の防音工事であり、ホール等の構造的に音響効果を目的とするような工事は含まれない。</li> <li>「たたみ工事」とは、採寸、割付け、たたみの製造・加工から敷きこみまでを一貫して請け負う工事をいう。</li> </ul>
内装仕上工事	木材、石膏ボード、吸音板、壁紙、たたみ、ビニール床タイル、カーペット、ふすま等を用いて建築物の内装仕上げを行う工事	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たたみ工事、ふすま工事、家具工事、防音工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>「機械器具設置工事」には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。</li> <li>「運搬機器設置工事」には「昇降機設置工事」も含まれる。</li> <li>「給排気機器設置工事」とはトンネル、地下道等の給排気用に設置される機械器具に関する工事であり、建築物の中に設置される通常の空調機器の設置工事は『機械器具設置工事』ではなく『管工事』に該当する。</li> <li>公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば『管工事』、集塵設備であれば『機械器具設置工事』等に区分すべきものである。</li> </ul>
機械器具設置工事	機械器具の組立て等により工作物を建設し、又は工作物に機械器具を取付ける工事	プラント設備工事、運搬機器設置工事、内燃力発電設備工事、集塵機器設置工事、給排気機器設置工事、揚排水機器設置工事、ダム用仮設備工事、遊技施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車設備工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>「情報制御設備工事」にはコンピューター等の情報処理設備の設置工事も含まれる。</li> <li>既に設置された電気通信設備の改修、修繕又は補修は『電気通信工事』に該当する。なお、保守(電気通信施設の機能性能及び耐久性の確保を図るために実施する点検、整備及び修理をいう。)に関する役務の提供等の業務は、『電気通信工事』に該当しない。</li> <li>『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。</li> </ul>
熱絶縁工事	工作物又は工作物の設備を熱絶縁する工事	冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、動力設備又は燃料工業、化学工業等の設備の熱絶縁工事、ウレタン吹付け断熱工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>（注）下線部分のほか、区分の考え方については、関係する業種区分にそれぞれ再掲している。</li> </ul>
電気通信工事	有線電気通信設備、無線電気通信設備、放送機械設備、データ通信設備等の電気通信設備を設置する工事	電気通信線路設備工事、電気通信機械設置工事、放送機械設置工事、空中線設備工事、データ通信設備工事、情報制御設備工事、TV電波障害防除設備工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>（注）下線部分のほか、区分の考え方については、関係する業種区分にそれぞれ再掲している。</li> </ul>

業種区分、建設工事の内容、例示、区分の考え方(H26.12.25から適用。下線部分は改正箇所<sup>(注)</sup>)

建設工事の種類 (建設業法別表)	建設工事の内容 (告示)	建設工事の例示 (ガイドライン第二条関係)	建設工事の区分の考え方 (ガイドライン第二条関係)
造園工事	整地、樹木の植栽、景石のすえ付け等により庭園、公園、緑地等の苑地を築造し、道路、建築物の屋上等を緑化し、又は植生を復元する工事	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、広場工事、園路工事、水景工事、屋上等緑化工事、 <u>緑地育成工事</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「植栽工事」には、植生を復元する建設工事が含まれる。</li> <li>「広場工事」とは、修景広場、芝生広場、運動広場その他の広場を築造する工事であり、「園路工事」とは、公園内の遊歩道、緑道等を建設する工事である。</li> <li>「公園設備工事」には、花壇、噴水その他の修景施設、休憩所その他の休養施設、遊戯施設、便益施設等の建設工事が含まれる。</li> <li>「屋上等緑化工事」とは、建築物の屋上、壁面等を緑化する建設工事である。</li> <li>「緑地育成工事」とは、樹木、芝生、草花等の植物を育成する建設工事であり、土壤改良や支柱の設置等を伴って行う工事である。</li> </ul>
さく井工事	さく井機械等を用いてさく孔、さく井を行う工事又はこれらの工事に伴う揚水設備設置等を行う工事	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸築造工事、さく孔工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、揚水設備工事	—
建具工事	工作物に木製又は金属製の建具等を取付ける工事	金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、金属製カーテンウォール取付け工事、シャッター取付け工事、自動ドア取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事	—
水道施設工事	上水道、工業用水道等のための取水、浄水、配水等の施設を築造する工事又は公共下水道若しくは流域下水道の処理設備を設置する工事	取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水処理設備工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>上下水道に関する施設の建設工事における『土木一式工事』、『管工事』及び『水道施設工事』間の区分の考え方とは、<u>公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事</u>が『土木一式工事』であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水管を設置する工事が『管工事』であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が『水道施設工事』である。又、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水管を設置する工事が『管工事』であり、これらの敷地外の例えば公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が『土木一式工事』である。なお、農業用水道、かんがい用配水施設等の建設工事は『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。</li> <li>し尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の区分の考え方とは、規模の大小を問わず浄化槽(合併処理槽を含む。)によりし尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。</li> </ul>
消防施設工事	火災警報設備、消火設備、避難設備若しくは消火活動に必要な設備を設置し、又は工作物に取付ける工事	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧、泡、不燃性ガス、蒸発性液体又は粉末による消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、漏電火災警報器設置工事、非常警報設備工事、金属製避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋又は排煙設備の設置工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>「金属製避難はしご」とは、火災時等にのみ使用する組立式のはしごであり、ビルの外壁に固定された避難階段等はこれに該当しない。したがって、このような固定された避難階段を設置する工事は『消防施設工事』ではなく、建築物の躯体の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。</li> <li>『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。</li> </ul>
清掃施設工事	し尿処理施設又はごみ処理施設を設置する工事	ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば『管工事』、集塵設備であれば『機械器具設置工事』等に区分すべきものである。</li> <li>し尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の区分の考え方とは、規模の大小を問わず浄化槽(合併処理槽を含む。)によりし尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。</li> </ul>
解体工事	工作物の解体を行う工事 ※2	工作物解体工事 ※2	<ul style="list-style-type: none"> <li>それぞれの専門工事において建設される目的物について、それのみを解体する工事は各専門工事に該当する。総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物や建築物を解体する工事は、それぞれ『土木一式工事』や『建築一式工事』に該当する。</li> </ul>

(注)下線部分のほか、区分の考え方については、関係する業種区分にそれぞれ再掲している。

※2 解体工事の内容、例示、区分の考え方は、平成28年6月までに適用。